学校のいじめ問題対応フロー図

いじめの可能性がある情報を把握（児童等・保護者・市民から）

①

情報を得た教職員

学年内で情報を共有

②

生徒指導主事・教頭→校長

教職員の基本姿勢

○「自校のいじめ防止基本方針」に沿って指導に当たります。
○ 日頃から児童等の交友関係や表情、態度などの変化に気を配ります。
○ 一人での対応ではなく、組織で対応します。

③

○「学校いじめ対策組織」を招集します。
　・対応方針の明確化、役割分担をします。
○ 被害児童等の安全を確保するため見守り体制を整えます。
　（登下校・休み時間、清掃時間、放課後、部活動等）

④

○ 被害児童等より聴き取りを行います。
○ 加害児童等及びその他関係児童等より聴き取りを行います。
○ 複数の職員で聴き取り、記録を残します。
○ 加害児童等が複数いる場合は、同じ時間帯で別々に聴き取りを行います。

⑤

どちらの児童等の保護者にもいじめの発生について報告します。

臨時のアンケート調査を行うことも考えられます。

⑥

○「学校いじめ対策組織」を招集します。
・ 事実確認した内容を報告し、全体像を把握します。
・ いじめを受けた児童等及びいじめをした児童等の対応を協議します。
・ いじめの認知について判断します。
・「いじめ防止サポートチームの派遣について検討します。
・ 悪質ないじめについては警察と連携します。

⑦

どちらの児童等の保護者にもいじめの事実について報告します。場合によっては家庭訪問を行います。

⑧

「様式2」により、教育委員会へ速やかに報告します。

⑨

○ 全教職員で情報の共有と対応策の共通理解を図り、被害児童等を見守ります。（加害児童等にも継続的な指導を行います。）
○ 記録を累積するとともに、いじめの解消に向けた組織的な対応を行います。
○ ＳＣ・ＳＳＷにつなげます。（被害児童等だけでなく、加害児童等にも活用します。）
○ いじめが重大事態化しないように最大限に注意を払います。
○ 謝罪をもっていじめの解消としないようにします。
○ いじめが原因で欠席があった時点で、電話で教育委員会学校教育課に連絡します。

いじめの解消

○ いじめに係る行為が止んでいること
　・ 少なくとも３か月を目安とします。ただし、被害の重大性等から「学校いじめ対策組織」がより長期の期間を設定する場合もあります。（止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定します。）
○ 被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと（被害児童等及びその保護者に確認します。）
○ 解消後、またいじめが起こってしまわないように見守っていくこと